

改正後	改正前
<p>(入所の申込み)</p> <p>第2条 佐倉市立学童保育所（以下「学童保育所」という。）への児童の入所をさせようとする者は、学童保育所入所申込書（別記様式第1号）に国が定める就労証明書（簡易版）又は保育に欠けることを証明する書類を添えて指定管理者（条例第5条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>(通知)</p> <p>第5条 指定管理者は、入所を承諾したときは、学童保育所入所（転所）承諾通知書（別記様式第2号）により保護者に通知するものとする。</p> <p>2 指定管理者は、入所を承諾しないときは、学童保育所入所（転所）不承諾通知書（別記様式第3号）により保護者に通知するものとする。</p> <p>(利用時間及び利用月の変更)</p> <p>第7条 入所の承諾を受けた場合において、放課後児童健全育成事業の利用時間（午前7時から午前8時まで又は午後6時から午後7時までに限る。）又は利用月を変更しようとする者は、利用時間・利用月変更申込書（別記様式第4号）を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、利用時間及び利用月の変更を承諾したときは、利用時間・利用月変更承諾通知書（別記様式第5号）により保護者に通知するものとする。</p> <p>3 指定管理者は、利用時間及び利用月の変更を承諾しないときは、利用時間・利用月変更不承諾通知書（別記様式第6号）により保護者に通知するものとする。</p> <p>(転所)</p> <p>第8条 在所児童の保護者は、学童保育所の変更（以下「転所」という。）を希望するときは、学童保育所転所申込書（別記様式第7号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、学童保育所を運営する指定管理者が異なるときは、学童保育所退所届（別記様式第8号）を提出するとともに、別に学童保育所入所申込書により申込みを行うものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(退所の手続)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により児童の退所を決定したときは、学童保育所退所通知書（別記様式第9号）により保護者に通知するものとする。</p>	<p>(入所の申込み)</p> <p>第2条 佐倉市立学童保育所（以下「学童保育所」という。）への児童の入所をさせようとする者は、学童保育所入所申込書（別記様式第1号）に就労（内定）証明書（別記様式第2号）又は保育に欠けることを証明する書類を添えて指定管理者（条例第5条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>(通知)</p> <p>第5条 指定管理者は、入所を承諾したときは、学童保育所入所（転所）承諾通知書（別記様式第3号）により保護者に通知するものとする。</p> <p>2 指定管理者は、入所を承諾しないときは、学童保育所入所（転所）不承諾通知書（別記様式第4号）により保護者に通知するものとする。</p> <p>(利用時間及び利用月の変更)</p> <p>第7条 入所の承諾を受けた場合において、放課後児童健全育成事業の利用時間（午前7時から午前8時まで又は午後6時から午後7時までに限る。）又は利用月を変更しようとする者は、利用時間・利用月変更申込書（別記様式第4号の2）を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、利用時間及び利用月の変更を承諾したときは、利用時間・利用月変更承諾通知書（別記様式第4号の3）により保護者に通知するものとする。</p> <p>3 指定管理者は、利用時間及び利用月の変更を承諾しないときは、利用時間・利用月変更不承諾通知書（別記様式第4号の4）により保護者に通知するものとする。</p> <p>(転所)</p> <p>第8条 在所児童の保護者は、学童保育所の変更（以下「転所」という。）を希望するときは、学童保育所転所申込書（別記様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、学童保育所を運営する指定管理者が異なるときは、学童保育所退所届（別記様式第6号）を提出するとともに、別に学童保育所入所申込書により申込みを行うものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(退所の手続)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により児童の退所を決定したときは、学童保育所退所通知書（別記様式第7号）により保護者に通知するものとする。</p>

改正後	改正前																				
<p>(保護者の届出事項)</p> <p>第10条 保護者は、次に掲げる事項に該当する場合は、速やかにその旨を学童保育所入所申込事項変更届（別記様式第10号）により指定管理者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(保護者の義務)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 児童を欠席させようとするときは、当該保護者は、学童保育所欠席届（別記様式第11号）により指定管理者に届け出なければならない。ただし、児童を欠席させる予定が連続して4日以内のときは、口頭による届出をもってこれに代えることができる。</p> <p>(入所の承諾の取消し)</p> <p>第12条 指定管理者は、条例第10条第2項の規定により入所の承諾を取り消すときは、学童保育所入所承諾取消通知書（別記様式第12号）により事前に保護者に通知するものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 利用料金の減免を受けようとする保護者は、利用料金減免申請書（別記様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯にあっては、福祉部長の発行する証明書を添付して、これに代えることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(減免措置の通知)</p> <p>第16条 指定管理者は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用料金の減免の可否について、利用料金減免決定通知書（別記様式第14号）又は利用料金減免却下通知書（別記様式第15号）により保護者に通知するものとする。</p> <p>2 指定管理者は、利用料金の減免措置を受けている保護者の世帯が、前条第1項に規定する減免の対象となる世帯でなくなったときは、利用料金減免変更通知書（別記様式第16号）により保護者に通知するものとする。</p> <p>別表第1（第4条関係） 審査基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 15%;">類型</th> <th style="width: 40%;">細目</th> <th style="width: 20%;">保護者の状況</th> <th style="width: 10%;">指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	番号	類型	細目	保護者の状況	指数						<p>(保護者の届出事項)</p> <p>第10条 保護者は、次に掲げる事項に該当する場合は、速やかにその旨を学童保育所入所申込事項変更届（別記様式第8号）により指定管理者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(保護者の義務)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 児童を欠席させようとするときは、当該保護者は、学童保育所欠席届（別記様式第9号）により指定管理者に届け出なければならない。ただし、児童を欠席させる予定が連続して4日以内のときは、口頭による届出をもってこれに代えることができる。</p> <p>(入所の承諾の取消し)</p> <p>第12条 指定管理者は、条例第10条第2項の規定により入所の承諾を取り消すときは、学童保育所入所承諾取消通知書（別記様式第10号）により事前に保護者に通知するものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 利用料金の減免を受けようとする保護者は、利用料金減免申請書（別記様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯にあっては、福祉部長の発行する証明書を添付して、これに代えることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(減免措置の通知)</p> <p>第16条 指定管理者は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用料金の減免の可否について、利用料金減免決定通知書（別記様式第12号）又は利用料金減免却下通知書（別記様式第13号）により保護者に通知するものとする。</p> <p>2 指定管理者は、利用料金の減免措置を受けている保護者の世帯が、前条第1項に規定する減免の対象となる世帯でなくなったときは、利用料金減免変更通知書（別記様式第14号）により保護者に通知するものとする。</p> <p>別表第1（第4条関係） 審査基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 15%;">類型</th> <th style="width: 40%;">細目</th> <th style="width: 20%;">保護者の状況</th> <th style="width: 10%;">指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	番号	類型	細目	保護者の状況	指数					
番号	類型	細目	保護者の状況	指数																	
番号	類型	細目	保護者の状況	指数																	

改正後				改正前					
1	就労	外勤 自営業 農業 内職	(略)	1	居宅外 労働	外勤 自営業 農業	(略)		
				2	居宅内 労働	自営業 内職	月 20 日 以上 就 労	①日中の就労時間が8時間以上である。	27
							②日中の就労時間が6時間以上8時間未満である。	25	
							③日中の就労時間が4時間以上6時間未満である。	23	
							④日中の就労時間が4時間未満である。	21	
				月 13 ～ 19 日 就 労	①日中の就労時間が8時間以上である。	25			
					②日中の就労時間が6時間以上8時間未満である。	23			
					③日中の就労時間が4時間以上6時間未満である。	19			
					④日中の就労時間が4時間未満である。	15			
				月 12 日 以下 就 労	①日中の就労時間が8時間以上である。	19			
					②日中の就労時間が6時間以上8時間未満である。	15			
					③日中の就労時間が4時間以上6時間未満である。	11			
					④日中の就労時間が4時間未満である。	7			

(3 / 4)

改正後				改正前				
2	出産		(略)	3	出産		(略)	
3	疾病等	疾病又は心 身障害		4	疾病等	疾病又は心 身障害		
		心身障害				心身障害		
4	看護・介護			5	看護・介護			
5	災害			6	災害			
6	就学		①就学又は技能取得のため通学している。(番号 30～ 1の就労に準じる。)	12	7	就学	①就学又は技能取得のため通学している。(番号 30～ 1の居宅外労働に準じる。)	12
7	特別な支援を要する世 帯		(略)	8	特別な支援を要する世 帯		(略)	
8	その他			9	その他			
備考 (略) 調整指数基準 (略) 別表第2 (第15条関係) (略)				備考 (略) 調整指数基準 (略) 別表第2 (第15条関係) (略)				

附 則 (令和×年×月×日佐倉市規則第×号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年4月1日以前の学童保育所の入所に係るものについては、この規則による改正後の佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新規則第2条の規定にかかわらず、この規則による改正前の佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例施行規則第2条に規定する就労(内定)証明書(別記様式第2号)は、新規則第2条に規定する就労証明書に代わるものとして、当面の間、使用することができる。

(4 / 4)